佐倉市長 西田 三十五 様

佐倉市監査委員 滝 田 理 佐倉市監査委員 瀬 田 和 俊 佐倉市監査委員 岡 村 芳 樹

令和元年度佐倉市一般会計・特別会計決算及び基金運用状況の 審査意見書について

地方自治法第233条第2項、同法第241条第5項の規定により、審査に付された令和元年度佐倉市一般会計・特別会計歳入歳出決算及び関係書類並びに各基金運用状況を審査したので、次のとおり意見書を提出します。

令和元年度 佐倉市一般会計・特別会計決算審査意見書

第1 審 査 の 対 象

- 1 審査の対象となる決算
- (1)一般会計 佐倉市一般会計歳入歳出決算
- (2) 特別会計

佐倉市国民健康保険特別会計歳入歳出決算 佐倉市公共用地取得事業特別会計歳入歳出決算 佐倉市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算 佐倉市介護保険特別会計歳入歳出決算 佐倉市災害共済事業特別会計歳入歳出決算 佐倉市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算

2 審查対象年度 令和元年度

第2 審 査 の 期 間

令和2年6月29日から令和2年8月13日まで

第3 審 査 の 着 眼 点 及 び 方 法

- 1 決算審査に当たっては、決算その他関係諸表の計数の正確性を検証するとともに、予算の執行又は事業の運営が、地方自治法(昭和22年法律第67号)第2条第14項(地方公共団体は、その事務を処理するに当つては、住民の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならない。)及び第15項(地方公共団体は、常にその組織及び運営の合理化に努めるとともに、他の地方公共団体に協力を求めてその規模の適正化を図らなければならない。)並びに地方財政法(昭和23年法律第109号)第4条第1項(地方公共団体の経費は、その目的を達成するための必要且つ最少の限度をこえて、これを支出してはならない。)及び第2項(地方公共団体の収入は、適実且つ厳正に、これを確保しなければならない。)の規定の本旨に沿って、適正かつ効率的に行われているかどうかを着眼点として実施した。
- 2 財産に関する調書については、その計数の正確性の検証に加えて、異

動増減の理由及び処理の妥当性等について審査した。

3 審査は、「佐倉市監査基準」に準拠して、試査により、確認、突合、 分析的手続、質問等、通常実施すべき手続きを選択適用した。質問は、 令和2年7月21日及び22日の2日間にわたり、各部局に対して行っ た。

第4 審査の結果

1 総合意見

令和元年度における一般会計及び特別会計の決算については、適正であると認められた。

審査の結果は、下記のとおりであり、十分に留意されたい。

記

(1)決算の概要について

令和元年度一般会計は、歳入51,933,483,670円(対前年度比7.0パーセント増)、歳出49,842,118,737円(同6.6パーセント増)で、歳入歳出差引額は、2,091,364,933円(同19.7パーセント増)となっている。

歳入及び歳出が前年度に比して増となっている。歳入については、幼児教育、保育無償化等の影響による地方特例交付金や国庫支出金、県支出金の増加や小・中学校債等の市債の増加によるものであり、他方、歳出については、商工費の企業誘致の増加や小・中学校の空調設備整備事業による教育費の大幅な増によるものである。

また、特別会計は、6 特別会計で、歳入32,204,619,789円(同1.3 パーセント増)、歳出32,139,155,348円(同1.2パーセント増)で、歳入歳出差引額は、65,464,441円(同74.8パーセント増)となっている。

国は地方交付税法(昭和25年法律第211号)の規定に基づき、 基準財政需要額から基準財政収入額を差し引いた財源不足額がある地 方公共団体に対して地方交付税を交付している。

佐倉市は、平成21年度以降地方交付税の交付団体になっており、 令和元年度は前年度交付額と比べ292,778,000円(同15.7パーセント) 増加した。これは令和元年の台風・大雨の災害により特別交付税が増 額となったことが大きな要因であり、歳入全体における地方交付税の 構成比率は4.2パーセントと高い状況にある。

国においては、地方交付税制度の見直しを進めていることから、同 交付税に多大に依存することのないよう、自主財源の確保にさらに努 められたい。 佐倉市の厳しい財政状況のもと、喫緊の課題に対し、限られた財源を有効に活用するとともに、無駄を省き不測の事態等に備えることも必要である。市長及び職員が一丸となって、市民の理解を得ながら引き続き、更なる行政事務、事業の見直し等による財政健全化に取り組まれたい。

(2) 財政指標の状況について

令和元年度における各財政指標についてみると、財政力指数は市の 財政力を示す数値で、その指数が高いほど財源に余裕があることを示 しているが、平成27年度、平成28年度及び平成29年度の3年間 は0.91、平成30年度及び令和元年度は0.92と、ほぼ横ばいの状況に あり改善には至っていない。

また、財政構造の弾力性を示す経常収支比率は、平成27年度は90.9パーセントであったが、平成28年度は93.7パーセント(対前年度比2.8ポイント増)と急速に悪化し、さらに平成29年度は98.3パーセントと前年度より大幅に増加した。これは主に、普通交付税の算定誤りに伴う過年度返還金と相殺した結果、大幅に減額となったことによる。平成30年度は94.1パーセント(同4.2ポイント減)と一見改善したように見えるが、これは平成29年度の経常収支比率が異常値であり、この要因を除いて試算した数値は、平成28年度の93.7パーセントよりも0.4ポイント増加していた。さらに、令和元年度は95.9パーセントと前年度より1.8ポイント悪化し財政の硬直化が進んでいる。経常収支比率は、全国的にも上昇傾向にあるが、本市においては歳入面での市税や使用料の増を図り、歳出面では事業のスクラップアンドビルドを徹底し、悪化に歯止めをかけられたい。

一方で、公債費に充てた一般財源の比率を示す公債費負担比率は、 令和元年度は7.7パーセントとなり、平成30年度の数値から0.4ポイント改善しているものの、令和元年度末の市債残高は前年度末より約 8億円増加し約310億2千万円となった。

また、地方公営企業や一部事務組合への公債費負担なども含めた実質的な公債費の割合を示す実質公債費比率については、直近3か年の平均値として、令和元年度は1.6パーセントと0.3ポイント改善されている。

なお、令和元年度中に収入された現金と支出された現金の差額を表す形式収支が前年度より約3億4千万円増額となり、形式収支から翌年度に繰り越す財源を差し引いた実質収支が前年度より約1億6千万円の増額となった。その結果、単年度収支は前年度から約8億5千万円増額となり約1億6千万円の黒字に転じた。しかし、実質単年度収

支は前年度より約3億7千万円減の約12億6千万円の赤字となり、 平成17年度から維持してきた黒字基調から一転平成28年度に12年ぶりに赤字に転じてから4年間連続しての赤字が続いており、佐倉市の財政状況は構造的な赤字体質となっていることは否めない状況にある。

令和元年度において、健全性は維持されているものの、財政状況は厳しさを増しており、このような厳しい財政状況にある中で、引き続き、限りある財源の有効かつ適正な執行に努められたい。

(3) 一般会計における歳入について

ア 一般会計における歳入のうち市税は約248億円で、前年度に比べると約6千万円(0.2パーセント)の増となっている。

これは主に、市税の徴収率が滞納繰越分も含めて前年度比0.35ポイント改善したことに加え、法人市民税や固定資産税の増額が大きく寄与したものである。

市税は、歳入の根幹をなすものであり、その増減は健全な財政運営に大きな影響を及ぼすことから、適正・公正な課税を実現し、更なる徴収率の向上に努められたい。

他方、一般会計における歳入全体での市税の構成比率は、平成28年度の50.4パーセントから平成29年度は49.8パーセントに低下したものの、平成30年度には51.0パーセントに上昇したが、令和元年度再び47.8パーセントに低下した。

使用料及び手数料の収入は約5億8千万円で、前年度と比べ約 1千万円の減となっている。これは、小児救急医療診療費や幼児教 育無償化による幼稚園使用料等の減少による。

長期的には少子高齢化による生産年齢人口の減少等により、市税の継続的な伸びは見込めないことから、使用料等の受益者負担の適正化を図りつつ積極的な自主財源の確保に努められたい。

イ 歳入における収入未済額のうち、市税の収入未済額は約13億3千万円であり、前年度と比較して約1億円(6.9パーセント)の減となっているが、収入率は94.6パーセントと前年度比0.4ポイントの増となっている。

これは、期限内収納への取組と徴収業務の適切な実施等による収納努力が功を奏した結果であると評価する。

一方で、使用料や諸収入等の収入未済額が慢性的に発生している。 新たな財政負担の要因とならないよう、適切な納付相談、滞納の初 期段階での迅速な対応及び市税のコンビニエンスストア納付の促進、 スマートフォン決済の導入により、収入未済の事前防止、改善に努められたい。

ウ 市税をはじめ使用料や諸収入等、市の有する債権の滞納に係る管理・回収については、現在、各担当課において個々に対処しているが、同一債務者に係る滞納整理や不納欠損処分における事務処理が重複するなど、一貫的、効率的処理がなされていないという弊害が生じていた。

債権の適正な管理と効果的な回収を推進し、財政健全化と市民負担の公平性を確保するため、専門的知識を有した部署により、債権の一元的管理と法令等に基づく統一的な事務処理が可能となるよう組織・人事等の在り方に係る全庁的な検討を指摘してきたところである。令和2年度からは、滞納繰越した一部の強制徴収公債権の滞納処分を新たに組織した債権管理課に移管できることとなった。新たな組織体制による効果や成果を検証しつつ、適切な債権管理事務に努められたい。

なお、保有債権の不納欠損処分については前年度より微増となっていることから、引き続き、不納欠損処分に当たっては法令等の定めるところにより、滞納者の支払能力等個別事由を調査・判断の上、厳格に処理されたい。

(4) 一般会計における歳出について

一般会計における歳出は、約498億円で、前年度に比べると約30億6千万円(6.6パーセント)の増となっている。

これを性質別で分析すると、人件費、公債費、積立金、投資・出資・貸付金の合計で約7億円の減となったものの、扶助費、物件費、維持補修費、補助費等、繰出金、投資的経費、災害の合計で約37億6千万円の増となったことによるものである。

人件費については、約82億7千万円で、前年度と比べ約2億9千万円の減となっている。

また、時間外勤務手当については、平成29年度以降削減が図られており、勤務時間数においても毎年縮減されていたが、令和元年度は選挙や災害関連の勤務が増えたことにより、前年度と比較して約27,000時間の増となった。令和元年度分については、市民生活にとって必要不可欠な事務事業が増大したことは理解するが、今後とも政府の働き方改革などを踏まえた厳格な予算編成・執行管理に努めるとともに、所属長を中心に時間外勤務の縮減に向けた職員の勤務体制や業務配分について、人事管理と健康管理の両面から時間外手当の

圧縮に努められたい。

扶助費については、約125億9千万円で、前年度と比べ約6億3千万円の増となっている。これは主に、障害者介護給付事業や児童扶養手当支給事業等の増加によるものである。

投資的経費は、約51億3千万円で、前年度と比べ約19億7千万円の増となっている。これは主に、小・中学校の普通教室への空調設備を整備したことによるものである。

不用額については、約20億1千万円で前年度から約8億3千万円の増となっている。

執行率は91.7パーセントと前年度と比べると0.1ポイント低下しているが、各事業の予算はおおむね計画どおり執行されていることが認められた。不用額の主な要因は、入札差金や対象見込件数の減によるものである。今後とも執行見込額を的確に把握し、不用額が明らかになった場合には、速やかに補正措置を行うなど適切な対応を図り、財源の有効活用に努められたい。

今後も少子高齢化の進行により、社会福祉・保健医療などに係る経費の増加が見込まれ、さらにインフラ整備等に多額の財政需要が見込まれることなど厳しい財政運営が想定されることから、経費の縮減、事業の計画的な推進を図るとともに、新規事業の立ち上げ時における事業終期の設定や更なる事務事業の抜本的な見直しを通じて、限られた財源を効率的かつ効果的に活用されたい。

(5) 特別会計における決算収支について

ア 国民健康保険特別会計については、令和元年度末で保険税の収入 未済額は、約20億8千万円であり、前年度より約1億1千万円減 少してはいるが一般会計の市税の収入未済額を大きく超えている状 況にある。収入未済額が減少した要因は、前年度に引き続き不納欠 損額を約1億2千万円計上したことによる。

厳しい社会情勢にあっても、安定した事業運営を行うためには、収納率の向上を図り、財源となる保険税の確保が必須である。

保険税の収納率は、市税の94.6パーセントに比し、62.8パーセントと極めて低調であることから、収納率の向上が急務であり、少なくとも現年度分については市税の収納率と同率程度が望ましい。

収入未済額の圧縮は喫緊の課題であり、滞納の未然防止策として、 国民健康保険加入手続時の窓口での保険税口座振替勧奨及び金融機 関等に対する口座振替勧奨依頼など納税環境の改善に取り組まれた い。

また、滞納時においては、初期対応等債権管理の徹底を図るとと

もに過年度分の滞納整理に当たっては、毅然たる姿勢で厳格に収入 未済額の圧縮に取り組み、負担の公平化を図られたい。

今後も保険給付費の増加が見込まれることから、医療費の抑制につなげるためにも、健康増進や生活習慣病の予防など市民の健康づくりを積極的に支援されたい。

イ 介護保険特別会計については、介護保険料の収入未済額が約 8千900万円で、不納欠損額は約1千600万円となっている。

また、後期高齢者医療特別会計については、後期高齢者医療保険料の収入未済額が約2千900万円で、不納欠損額は約300万円となっている。

介護保険特別会計及び後期高齢者医療特別会計の歳入については、 今後、被保険者数の増加に伴い、収入未済額も増加する可能性が高いと想定される。保険料は介護保険法及び高齢者の医療の確保に関する法律の規定により、2年でその債務が時効によって消滅することから、現年度分の期限内納付の勧奨及び納付遅延時の初期対応策を強力に講じ収入未済額の増加に歯止めを掛けられたい。

さらに過年分の滞納整理に当たっては、書面による債務確認や分割納付計画書の提出を求めることにより納付誓約させるなど消滅時効に陥ることのないよう対策を講じられたい。また、今後必要に応じ、新たに設置した債権管理課とも連携を図り、適切に対応されたい。

- ウ 農業集落排水事業特別会計については、利用者から徴する使用料が少なく、事業費のほとんどが一般会計からの繰入金で賄われていることから、少人数の利用者のために特別会計を設ける意義が希薄と認められる。公共下水道への整備等も含め、効率的な事業運営の在り方について、検討されたい。
- エ 災害共済事業特別会計については、市民が火災、水害等被災した際の共済制度として存在しているが、小規模の共済制度は、同様の保険商品が民間にも多数存在することから市が率先して事業展開する必要性は小さいと認められる。

同共済制度の在り方については、近年頻発する台風や大雨被害への対応を踏まえ、引き続き検討されたい。

オ 特別会計は、特定の歳入をもって特定の歳出に充て事業を行う独 立採算制が原則であるが、一般会計からの繰入金は法定分も含め、

連年多額になっている。令和元年度についても、一般会計から特別会計への繰入金は約33億円と前年度と比較し約2億1千万円増である。自立した事業運営に向けて、更なる経費の縮減及び財源の確保に努められたい。

(6) 補助金及び負担金について

ア 補助金については、事業の必要性や費用対効果、成果等について 毎年検証するとともに、その交付に当たっては、公益性や公平性の 確保が重要であるため、より透明性の高い運営に努められたい。特 に補助対象経費の査定に当たっては、補助対象事業ごとに対象経費 を明確に特定の上、対象事業に係る補助対象経費を厳格に精査され たい。

イ 各一部事務組合負担金については、その内容及び負担割合の妥当 性等を精査し、その上で負担に応じるよう努められたい。

(7) 契約事務について

契約事務においては、現在予定価格を事前公表することを前提として入札に臨んでいるが、その結果、高率落札や最低制限価格への集中的応札等予定価格の事前公表制度の弊害も見受けられる。

最低制限価格及び低入札調査基準価格については、令和2年10月 を目途に事後公表への変更を検討されているが、この制度変更の効果 を注視していく必要がある。

他方、予定価格の事前公表は、過去、情報漏れによる不正や過当競争での工事の質の低下を防ぐことを優先していたが、一方で事業者に競争を促すことも重要であるので、社会・経済情勢や業界動向などに応じて常に制度の見直しについて不断の検証をされたい。

(8) 指定管理者制度について

公の施設への指定管理者制度の導入については、メリット、デメリットを分析のうえ、指定管理者制度に移行した後の市職員の活用、さらには総人件費の抑制に資するかどうかなどの検証も含めて取り組まれたい。

(9) 財産について

佐倉市が保有する財産のうち、目的や利用計画が明確でなく、十分な活用がされていない広大な面積の土地については、従来から土地利用の検討を一部の担当課に任せることなく、土地利用に関する情報を

一元管理し、長期的な視野に立った活用策を立案する全庁的な体制を 早急に検討されたい旨指摘してきたが、長期的観点の掛け声ばかりで 進展がない。市民の財産である土地等の有効活用を図るため、緊迫感 をもって事態の進展に努められたい。

また、市が保有する財産について、未だに台帳記載漏れが確認されている。正確な台帳整備に向けて今後とも更なる見直しを徹底されたい。

2 個別意見

(1) 地域まちづくり事業及び地域まちづくり事業実施団体について (自治人権推進課)

地域まちづくり事業を実施する地域まちづくり事業実施団体(旧地域まちづくり協議会)については、地域の実情に応じ、地域の活性に資する事業又は社会若しくは地域における課題の解決が図られる事業に取り組めるよう、市の認証要件を緩和するなどの改正が図られたところである。

しかし、令和元年度において、新たに地域まちづくり事業実施団体の認証申請を行った団体は無く、逆に同団体の解散が2団体あり、解散を検討している同団体が1団体ある。

地域まちづくり事業及び地域まちづくり事業実施団体に対する市の支援の在り方については、改正の趣旨を踏まえ、検討されたい。

最後に、本意見書を踏まえ、令和元年度の決算状況を詳細に分析し、 令和2年度の財政運営及び令和3年度の予算編成に活かされることを、 監査委員の総意とする。

令和元年度 佐倉市基金運用状況審査意見書

第1 審 査 の 対 象

- 1 審査の対象となる基金 佐倉市中小企業資金融資基金 佐倉市文化財産等取得基金 佐倉市民音楽ホール事業基金 佐倉市国民健康保険高額療養費貸付基金 佐倉市立美術館事業基金 佐倉市土地開発基金
- 2 審査対象年度 令和元年度

第2 審 査 の 期 間

令和2年6月29日から令和2年8月13日まで

第3 審 査 の 主 眼 及 び 方 法

- 1 審査に当たっては、基金の運用状況を示す書類の計数の正確性を検証するとともに、基金の運用が適正かつ効率的に行われているかどうかを主眼として実施した。
- 2 審査は、「佐倉市監査基準」に準拠して、試査により、確認、突合、分析的手続、質問等、通常実施すべき手続きを選択適用した。質問は、令和 2年7月21日及び22日の2日間にわたり、各部局に対して行った。

第4 審 査 の 結 果

令和元年度における各基金の運用は、下記事項を除き、おおむね適正であると認められた。

記

1 土地開発基金については多額の基金を保有しているものの、ここ当分の 間、基金による公的資産の取得は見込まれないことから、逼迫している財 政の有効活用の観点から基金の在り方について検討されたい。